

(別添1)

会計システム用サーバ等機器賃貸借仕様書

納入機種については、以下の仕様をすべて満たすものとする。また、仕様を上回る機器・付属品の構成でも差し支えない。ただし、総合評価はしない。

1. 調達物品等

調達する会計システム用サーバ等機器は、以下のとおりである。

製品名等	機能	数量
① 会計システム用サーバ	会計システムの提供を行う	1
② 無停電電源装置	停電時の電源供給を行う	1
③ ディスプレイ	セットアップおよびメンテナンスを行う	1
④ WindowsServer2025 CAL	クライアントアクセスライセンス	6
⑤ 付帯作業	サーバ機初期設定作業および既設ネットワーク環境への接続確認	1

- ・ハードウェア等の仕様は、「3. 機器構成要件」を参照すること。
- ・各調達機器の保守については「5. 保守に関する要件」を参照すること。
- ・賃借および保守期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までの5年間とする。
- ・落札決定後、受託者は直ちに具体的な導入スケジュールについて、当支援センターの担当者と打ち合わせを行うこと。
- ・受託者は、調達機器の納入および機器設置後の動作確認を行い、納入完了後、5年間のハードウェア等の保守を行うこと。
- ・納入後、初期設定報告書、動作確認結果報告書も併せて提出すること。

2. 賃借物品の設置場所および納入期限

(1) 設置場所

福井市松本3丁目16-10 福井県福井合同庁舎4階
公益社団法人 ふくい農林水産支援センター

(2) 納入期限

令和7年9月30日（火）

3. 機器構成要件

(1) ハードウェアの要件

各機器については、新品のものを納入すること。

(2) 「1. 調達物品等」①②③の機器については、以下の条件を満たすこと。

- ・インストールおよび初期設定の設定書を作成し添付すること。
- ・初期設定書に定める初期設定および動作確認を行うこと。
- ・既設のネットワーク環境へ接続後、接続確認を行うこと。

(3) 機器仕様一覧

① 会計システムサーバ 1式	
CPU	・インテル Xeon シリーズ、もしくは同等の性能のもの以上とすること。
メモリ	・16GB 以上
HDD	・2.5 インチ SAS、10,000rpm 以上とすること。 ・RAID1 の冗長構成とし、実効容量は 300GB 以上とすること。
OS	・Windows Server 2025 Standard (日本語版)
インターフェース	・1000BASE-T/100BASE-TX ×2 ポート以上有すること。 ・USB インターフェースを 4 ポート以上有すること。
外部記憶装置	・内蔵型 DVD-ROM を有すること。
サーバ筐体	・タワー型
電源	・AC100V 50/60Hz

② 無停電電源装置 1式	
交流出力	・750VA/500W 以上
接続ケーブル	・UPS 接続ケーブル付き
ソフトウェア	・電源管理ソフト(Power Chute Serial Shutdown for Business v1.1)

③ ディスプレイ 1式	
インチ	・21.5 インチ以下
解像度	・1,920×1,080
その他	・サーバ本体の規格に合うもの

4. 導入に関する要件

- (1) 調達ハードウェアの保守部品は、機器導入後最低 5 年間は提供可能であること。
- (2) 当センターが不要と判断する製品の梱包材は持ち帰ること。
- (3) 受託者は、当センターの指示に従い、設置場所への搬入作業、サーバ関係機器の設置作業を行うこと。設置作業では、電源配線、ケーブル配線、動作確認を行い、設置完了後に当センターの担当者による検査を受けること。
- (4) 受託者は、この作業中に発生した調達物品に関する障害や問合せに迅速に対応すること。
- (5) 本作業の成果物として以下の図書を納品すること。

成果品	部数	納入時期
初期設定報告書	1	納入時
動作確認結果報告書	1	納入時
機器構成一覧表	1	納入完了期限内

- (6) その他の詳細事項については、機器更新が円滑に進行するように、当支援センターの担当者と協議しながら、導入作業を実施すること。

5. 保守に関する要件

受託者は、調達物品が常に完全な機能を保つように、以下の作業項目のとおり対象機器等の保守業務を行うこと。

(1) 保守対象

- ・保守対象は、納入物品のうち以下のものを対象とする。

品名	数量	保守
会計システム用サーバ本体	1	対象
無停電電源装置	1	対象

(2) 保守に関する作業

①ハードウェア

- ・ハードウェア上の障害発生時の部材調達およびその交換作業
- ・ハードウェア上の障害発生の可能性を改善するファームウェアアップデート作業
- ・障害解析作業
- ・障害対応時は作業報告書を作成し提出すること。もしくは、ホームページ等で報告書の確認およびダウンロードができること。

(3) 対応時間

- ・対応時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日および年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日午前8時30分から17時15分とする。

(4) 障害時保守

- ・障害保守は上記時間帯を原則とするが、障害の内容に応じ当センターが必要と判断した場合は、時間外でも受付ができること。
- ・当センターからの障害に関する連絡を受けてから概ね2時間以内に切り分け等の作業を開始し、適切に復旧させること。

- (5) 納入物品については、最低でも1年間の無償保守(オンサイト無償保守・無償交換を含む)を提供すること。

6. 検収条件

- (1) 各動作確認項目の実施、および結果確認を持って検収を完了する。
- (2) 納入完了時点で当支援センターの担当者の検査を受け、その結果が不合格の場合には、同担当者の指示に従って、早急に当該機器を完全な代替機器と交換すること。また、交換後は動作確認を行うこと。
- (3) 保守業務の検査については、作業報告書の提出および実績確認をもって検査を完了する。